

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要領は、相模原市(以下「本市」という。)が発注する建設工事によって生ずるコンクリート塊等の処理及び建設リサイクルに関する事務取扱いを定めることにより、資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を図り、もって公共事業の円滑な推進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンクリート塊等 建設工事に伴って副次的に得られるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び路盤廃材等をいう。
- (2) 認定工場 第6条第2項の「コンクリート塊等処理認定工場(更新)登録証・建設リサイクル資材(更新)認定証」の交付を受けた工場をいう。
- (3) 再生資源 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び路盤廃材等をいう。
- (4) 建設リサイクル資材 再生資源を含み、第6条第2項の「コンクリート塊等処理認定工場(更新)登録証・建設リサイクル資材(更新)登録証」の交付を受けた工場から調達される路盤材、裏込材、埋戻材、基礎材等に使用する再生砕石等をいう。
- (5) 申請者 相模原市が発注する建設工事によって生じるコンクリート塊等の処理をするために、第3条のコンクリート塊等処理認定工場及び建設リサイクル認定資材の登録及び認定を受けようとする者をいう。

第2章 コンクリート塊等処理認定工場登録・建設リサイクル資材認定

(登録及び認定の要件)

第3条 相模原市長は、コンクリート塊等の処理等及び建設リサイクル資材の製造等について、次の各号の要件のいずれにも該当すると認めるときは、コンクリート塊等処理認定工場及び建設リサイクル認定資材(以下「認定資材」という。)として、登録及び認定することができる。

- (1) コンクリート塊等の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第14条第6項の産業廃

棄物処理業の許可及び同法第 15 条第 1 項の産業廃棄物処理施設設置の許可、同法第 15 条の 4 において準用する同法第 9 条の 5 第 1 項の産業廃棄物処理施設譲受け（借受け）の許可又は同法第 15 条の 4 において準用する同法第 9 条の 6 第 1 項の合併（分割）の許可を受けていること。

- (2) コンクリート塊等を適切な方法をもって正確に検収するとともに、当該コンクリート塊等の種類ごとの処理量に対応した貯蔵所を確保し、適切な保管、処理が可能であること。
- (3) 建設リサイクル資材が評価基準（認定対象品目として、満たすべき品質規格及び環境に対する安全性等）に適合すること。
- (4) 建設リサイクル資材が建設資材として利用することが妥当であること。
- (5) 建設リサイクル資材が再生資源を有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等環境負担が著しく増加しないこと。
- (6) 建設リサイクル資材の寸法・規格等ごとの貯蔵管理が可能であること。
- (7) コンクリート塊等の搬入及び建設リサイクル資材の搬出業務が夜間も可能であること。ただし、特別に認めた場合は、この限りでない。

(申請等)

第 4 条 申請者は、「コンクリート塊等処理認定工場登録・建設リサイクル資材認定申請書」(第 1 号様式) により、次の書類を添えて認定予定日の 30 日前までに、相模原市長に提出しなければならない。

- (1) 建設リサイクル資材の供給区域の申請書。
- (2) 法人の登記事項証明書の写し（申請日から起算して 1 ヶ月以内のもの。）
- (3) 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日から起算して 1 ヶ年以内に行ったもの。）
- (4) 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可証の写し。
- (5) 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設設置許可証の写し。
- (6) 工場の全体配置図及び写真。
- (7) 再生資源及び申請資材の保管場所。
- (8) 申請資材の製造工程の概要。
- (9) プラント設備・重機械等の処理能力及び数量等の資料。
- (10) 夜間の搬入、搬出についての付近住民への説明結果報告書。
- (11) 品質管理体制に係る資料。
- (12) 国際標準化機構が定めた規格（以下「国際規格」という。） I S O 9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示す書類。
- (13) その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し。

2 申請者が、当該申請の一部又は全部を取り下げようとするときは、「コンクリート塊等処理認定工場登録・建設リサイクル資材認定申請取り下げ書」(第2号様式)を提出しなければならない。

3 申請書は、第1項の申請にあたって、試験結果のねつ造、事実と異なる申告等の不誠実な行為をしてはならない。

(登録及び認定の欠格事由)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、申請者になることができない。

(1) 廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれかに該当する者。

(2) その他相模原市長が公益上特に不相当と認めた者。

(登録及び認定等)

第6条 相模原市長は、第3条の規定による登録及び認定を行うものとする。

2 相模原市長は、前項の規定により登録及び認定をしたときは、申請者に対し、「コンクリート塊等処理認定工場(更新)登録証・建設リサイクル資材(更新)認定証」(第3号様式。以下「登録・認定証」という。)を交付するとともに、その旨を公表するものとする。

3 登録及び認定の有効期間は、登録・認定証の交付の日から5ヶ年とする。

4 第2項の規定により登録・認定証の交付を受けた者(以下「登録・認定事業者」という。)は、認定を受けた旨の表示を当該認定資材に付すことができる。

5 評価基準の変更により、評価基準に適合しなくなったと認めた認定資材については、従前の認定の効力を失うものとし、相模原市長は、その旨を当該登録・認定事業者へ通知し、速やかに公表するものとする。

6 相模原市長は、認定資材の利用により生じた損害に対する責任を負わない。

(登録及び認定の更新)

第7条 登録・認定事業者は、登録及び認定の有効期間を経過した後も引き続き登録及び認定の効力を存続させようとするときは、有効期間の満了する日の90日前から30日前までの間に、「コンクリート塊等処理認定工場登録・建設リサイクル資材認定更新申請書」(第4号様式)を相模原市長に次の書類を添えて更新の申請をしなければならない。

(1) 法人の登記事項証明書の写し(申請日から起算して1ヶ月以内のもの。)

(2) 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果(申請日から起算して1ヶ年以内に行ったもの。)

(3) 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業許可証の写し。

- (4) 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設設置許可証の写し。
- (5) 工場の全体配置図及び写真。
- (6) 再生資源及び申請資材の保管場所。
- (7) 申請資材の製造工程の概要。
- (8) プラント設備・重機械等の処理能力及び数量等の資料。
- (9) 夜間の搬入、搬出についての付近住民への説明結果報告書。
- (10) 品質管理体制に係る資料。
- (11) 国際標準化機構が定めた規格（以下「国際規格」という。）ISO9001 認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示す書類。
- (12) その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し。

2 第3条、第4条第3項、第5条及び前条第2項から第6項までの規定は、前項の登録及び認定の更新の申請について準用する。

3 第1項の更新の申請があった場合において、登録及び認定の有効期間の満了の日までに当該申請に対する審査が終了しないときは、従前の登録及び認定は、登録・認定の有効期間の満了後もその審査が終了するまでの間は、その効力を有するものとする。

（登録・認定事業者の義務等）

第8条 認定工場は、当該認定資材が評価基準に適合するように、品質の維持管理に努めなければならない。

2 認定工場は、建設リサイクル資材の試験を公的試験機関で実施し、試験の成績書を相模原市長に提出しなければならない。

3 前項の試験の項目及び規格値は別表1及び別表2、実施は別表3及び別表4のとおりとする。なお、別表3については、前回の試験から1年以内に実施すること。原則的に毎年度10月から12月のいずれかの月に実施するものとする。

（変更届・廃止届）

第9条 認定工場は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から15日以内に、コンクリート塊等処理認定工場・建設リサイクル資材変更届を相模原市長に提出しなければならない。

(1) 認定工場の氏名、住所、電話番号又は連絡先（法人にあっては、名称、代表者、主たる事務所の所在地、電話番号又は連絡先）

(2) 認定工場の名称、電話番号又は品質管理責任者

2 認定工場は、次の各号のいずれかに該当したときは、その日から15日以内に、「コンクリート塊等処理認定工場・建設リサイクル資材廃止届」（第6号様式。以下「廃止届」という。）を相模原市長に提出しなければならない。

- (1) 当該コンクリート塊等の処理及び認定資材の製造を止めたとき。
- (2) 当該認定資材について品質上の欠陥又は安全上の問題が生じたとき。
 - 3 相模原市長は、前項の規定により廃止届の提出があったときは、その旨を公表するものとする。

(登録及び認定の取消し等)

第 10 条 相模原市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録及び認定を取り消すことができる。

- (1) 認定資材の品質欠陥により利用上著しい支障を生じたとき又はおそれがあるとき。
- (2) 認定資材が認定工場の責めに帰すべき理由により評価基準に適合しなくなったとき。
- (3) 第 4 条第 1 項の規定による申請に際し不誠実な行為があったと認められたとき。
- (4) 認定工場が第 5 条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- (5) その他相模原市長が不適当と認めたとき。

2 相模原市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、6 ヶ月の範囲内で、期間を定めて登録及び認定の効力を停止することができる。

- (1) 認定資材が評価基準に適合しないおそれがあると認められるとき。
- (2) 認定工場が第 8 条第 1 項の品質の維持管理を怠ったとき。
- (3) 認定工場が第 8 条第 2 項の規定による試験を怠ったとき。
- (4) 認定工場が第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して変更届又は廃止届をしなかったとき。
- (5) 認定工場が近隣住民に迷惑をかける等公共事業の協力者として不適格と認められたとき。
- (6) その他相模原市長が不適当と認めたとき。

3 相模原市長は、第 1 項又は第 2 項の規定により認定の取消し又は効力の停止をしたときは、その旨を認定工場に通知し、速やかに公表するものとする。

4 第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定により登録及び認定が取消された者は、取消しの通知がされた日から 5 ヶ年を経過した後でなければ、第 4 条第 1 項の申請ができないものとする。

(立入検査等)

第 11 条 相模原市長は、この制度の運用の必要な限度において、申請者又は認定工場に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めるものとする。

- (1) 第 4 条第 1 項の規定により認定した認定資材について、製造等の方法その

他相模原市長が必要と認める事項に関する報告を行い、又は試験を実施してその結果を報告すること。

- (2) 市職員に、認定資材の製造等を行う工場又は認定工場に立ち入らせ、これらの製造の状況その他相模原市長が必要と認める事項に関し、設備、帳簿、書類その他物件調査（以下「立入検査」という。）をさせること。
- 2 前項第2号の規定により立入検査をする市職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示するものとする。

第3章 コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材の利用

（コンクリート塊等の種類、規格等）

第12条 工事受注者が認定工場に搬入するコンクリート塊等は、次のとおりとする。

- (1) 認定工場に搬入するコンクリート塊等の種類 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び路盤廃材とする。
- (2) 規格 最大辺 50cm 以下に小割りしたものとする。
- (3) その他 疑義のあるコンクリート塊等について工事受注者は、認定工場と協議するものとする。

（コンクリート塊等搬入手続き等）

第13条 工事受注者は、請け負った工事からコンクリート塊等が発生する場合は、廃棄物処理法に定めるところにより責任をもって認定された工場に搬入しなければならない。

2 工事受注者は、前項の規定による搬入にあたっては、「相模原市工事残材搬入連絡票」(様式1)を提出し、工事監督員の承諾を受けなければならない。

3 工事受注者は、当該工事で発生したコンクリート塊等の搬入を完了したときは、速やかに「相模原市残材搬入完了報告書」(様式2)に認定工場の証明を受けて工事監督員に報告しなければならない。

（建設リサイクル資材の利用）

第14条 工事受注者は、請け負った工事において建設リサイクル資材を利用する場合は、「相模原市再生材使用連絡票」(様式3)を工事監督員に提出し承諾を受けなければならない。この場合において、工事受注者は、使用予定数量等について、あらかじめ認定工場と連絡をとるものとする。

2 工事受注者は、工事を完了したときは、「相模原市再生材使用量報告書」(様式4)に必要事項を記載し、認定工場の証明を受けて工事監督員に報告しなけれ

ばならない。

3 工事受注者は、再生材の使用にあたっては、認定工場の製品を使用するよう努めなければならない。

(疑義)

第15条 この要領について疑義が生じたときは、相模原市長の指示によるものとする。

附則

この要領は、平成27年2月15日から施行する。

ただし、認定は、平成27年4月1日からとする。

附則

本要領書は、平成27年4月10日から適用する。

附則

本要領書は、平成29年11月29日から適用する。

附則

本要領書は、平成30年8月1日から適用する。

附則

本要領書は、平成31年4月1日から適用する。

附則

本要領書は、令和3年1月7日から適用する。

別表1（第8条関係）試験項目と品質規格

種 類		試 験 項 目	規 格 値
呼び名	材 料		
再生粒度調整砕石			
RM - 40 RM - 30	コンクリート塊	修正 CBR 試験	90%以上
	アスファルト・コンクリート塊	塑性指数試験（PI）	4 以下
	路盤廃材	すりへり試験	50%以下
再生クラッシュラン			
RC - 40	コンクリート塊	修正 CBR 試験	30%以上
	アスファルト・コンクリート塊	塑性指数試験（PI）	6 以下
	路盤廃材	すりへり試験	50%以下
再生砂			
RC - 10	コンクリート塊	修正 CBR 試験	30%以上
	アスファルト・コンクリート塊 路盤廃材	塑性指数試験（PI）	6 以下

備考 再生資源を100%用いたクラッシュランを「再生クラッシュラン」、粒度調整砕石を「再生粒度調整砕石」として定義する。

特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当するCBRを修正CBRとする。

試験方法は、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第18号）及び「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第19号）による。

土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項の基準値

別表 2 (第 8 条関係) ふるい分け試験の粒度範囲の規格値

		40 ~ 0	40 ~ 0	30 ~ 0
		RC - 40	RM - 40	RM - 30
通過百分率 (%)	53mm	100	100	
	37.5mm	95 ~ 100	95 ~ 100	100
	31.5mm	-	-	95 ~ 100
	26.5mm	-	-	-
	19mm	50 ~ 80	60 ~ 90	60 ~ 90
	13.2mm	-	-	-
	4.75mm	15 ~ 40	30 ~ 65	30 ~ 65
	2.36mm	5 ~ 25	20 ~ 50	20 ~ 50
	425 μ m		10 ~ 30	10 ~ 30
	75 μ m		2 ~ 10	2 ~ 10

備考 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

		10 ~ 0		
		RC - 10		
通過百分率 (%)	13.2mm	100		
	9.5mm	90 ~ 100		
	4.75mm	50 ~ 90		
	2.36mm	30 ~ 70		
	1.18mm	20 ~ 50		
	600 μ m	10 ~ 35		
	425 μ m	5 ~ 30		
	300 μ m	3 ~ 25		
	150 μ m	0 ~ 15		
	75 μ m	0 ~ 10		

備考 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

別表3 (第8条関係) 試験実施回数 (: 公的試験機関で毎年度1回以上実施するもの)

	RC - 40 RM - 40 RM - 30	RC - 10
ふるい分け試験		
修正 CBR 試験		
塑性指数試験		
すりへり試験		試験対象外

別表4 (第8条関係) 試験実施回数 (: 公的試験機関で毎年度1回以上実施するもの)

	RC - 10
カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、フッ素及びほう素に係る溶出量及び含有量調査	六価クロムのみ

第 1 号様式

コンクリート塊等処理認定工場登録・建設リサイクル資材認定申請書

年 月 日

相模原市長 殿

申請書 住 所
氏 名
電話番号

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第 4 条第 1 項の規定により、(認定工場の登録・建設リサイクル資材の認定)を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請 資材 の 概 要	認定対象品目名		
	申請資材名		
	寸法・規格等		
評価 基 準 の 適 合 状 況	環境に対する安全性	a 特別管理(一般・産業)廃棄物を使用していない b 公的試験機関の試験結果、公的規格等。 () c 石綿を原料としていない。	
	再 生 資 源	再生資源の含有率	
		再生資源の内容	コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 路盤廃材 その他()
		コンクリート塊等の 処理方法	
		受入除外品目	
品質・性能	製品が評価基準に適合している ()		

			再生資源が評価基準に適合している ()
品質管理	工場	名称、所在地及び電話番号	
		公的規格等の取得状況	JIS の認証を取得している () ISO9001 の認証を取得している () その他 ()
	品質管理責任者		
環境負荷			再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化の増大、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等環境負荷が著しく増大しない。
申請者の欠格事由			廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しない。
申請理由等			新規 資材の追加・変更 工場の追加・変更 再生資材の追加・変更 その他評価基準の適合に影響を及ぼす変更 認定資材名、寸法、規格等、認定機関及び認定番号 ()
その他添付書類等			

連絡先	郵便番号		
	申請書の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	申請者の氏名(法人にあっては、名称)		
	担当所属	名称	
		電話番号	
	FAX 番号		

備考 1 「環境に対する安全性」欄は、該当する 内に 印を記入の上、() 内に試験結果(原則として、申請日から起算して1ヶ年以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記

入してください。

- 2 「再生資源の内容」欄は、該当する 内に 印を記入してください。
- 3 「品質・性能」欄は、該当する 内に 印を記入の上、() 内に試験結果（原則として、申請日から起算して1ヶ年以内に公的試験機関で行ったもの。）や適合する規格等を記入してください。
- 4 「工場」欄は、該当する 内に 印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
- 5 「環境負荷」欄は、該当する場合は、 内に 印を記入してください。
- 6 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、 内に 印を記入してください。
- 7 「申請理由等」欄は、該当する 内に 印を記入し、新規申請者以外は、() 内に認定資材名、寸法、規格等、認定機関及び認定番号を記入してください。
- 8 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
- 9 申請者は正本及びその写しを提出してください。

第 2 号様式

コンクリート塊等処理認定工場登録・建設リサイクル資材認定
申請取り下げ書

年 月 日

相模原市長 殿

申請書 住 所
氏 名
電話番号

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第 4 条第 2 項の規定により、次の申請を取り下げたいので、届け出ます。

認定対象品目	
認定資材等	
寸法・規格等	
申請年月日	
取下げの理由	

第3号様式

コンクリート塊等処理認定工場（更新）登録証・建設リサイクル資材（更新）認定証

年 月 日

様

相模原市長

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領の規定により、次のとおり（認定工場の（更新）登録・建設リサイクル資材の（更新）認定）をします。

申請者

認定工場の名称及び所在地

認定対象品目名

認定資材名

寸法・規格等

認定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

第 4 号様式

コンクリート塊等処理認定工場登録・建設リサイクル資材認定
更新申請書

年 月 日

相模原市長 殿

申請書 住 所
氏 名
電話番号

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第 7 条第 1 項の規定により、認定工場の登録及び建設リサイクル資材の認定の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

更新申請資材の概要	認定対象品目名		
	申請資材名		
	寸法・規格等		
評価基準の適合状況	環境に対する安全性	a 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していない b 公的試験機関の試験結果、公的規格等。 （ ） c 石綿を原料としていない。	
	再生資源	再生資源の含有率	
		再生資源の内容	コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 路盤廃材 その他（ ）
		コンクリート塊等の 処理方法	
		受入除外品目	
品質・性能	製品が評価基準に適合している。		

			()
			再生資源が評価基準に適合している。 ()
品質管理	工場	名称、所在地及び電話番号	
		公的規格等の取得状況	JIS の認証を取得している () ISO9001 の認証を取得している () その他 ()
	品質管理責任者		
環境負荷			再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化の増大、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等環境負荷が著しく増大しない。
申請者の欠格事由			廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれにも該当しない。
申請理由等			新規 資材の追加・変更 工場の追加・変更 再生資材の追加・変更 その他評価基準の適合に影響を及ぼす変更 認定資材名、寸法、規格等、認定機関及び認定番号 ()
その他添付書類等			

連絡先	郵便番号		
	申請書の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	申請者の氏名(法人にあっては、名称)		
	担当所属	名称	
		電話番号	
FAX 番号			

備考 1 「環境に対する安全性」欄は、該当する 内に 印を記入の上、() 内に試験結果(原則と

して、申請日から起算して1ヶ年以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。

- 2 「再生資源の内容」欄は、該当する 内に 印を記入してください。
- 3 「品質・性能」欄は、該当する 内に 印を記入の上、()内に試験結果(原則として、申請日から起算して1ヶ年以内に公的試験機関で行ったもの。)や適合する規格等を記入してください。
- 4 「認定工場」欄は、認定資材の製造工場すべてを記入するとともに、該当する 内に 印を記入の上、適合する規格等を記入してください。
- 5 「環境負荷」欄は、該当する場合は、 内に 印を記入してください。
- 6 「申請者の欠格事由」欄は、該当する場合は、 内に 印を記入してください。
- 7 「その他添付書類等」欄は、上記以外に添付する書類の名称を記入してください。
- 8 申請者は正本及びその写しを提出してください。

第 5 号様式

コンクリート塊等処理認定工場・建設リサイクル資材変更届

年 月 日

相模原市長 殿

申請書 住 所
氏 名
電話番号

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第 9 条第 1 項の規定により、次の登録及び認定について変更が生じたので、届け出ます。

認定工場の名称及び 所在地	
認定対象品目名	
認定資材名	
寸法・規格等	
認定年月日	

変更内容

変更事項	
変更前	
変更後	

備考 法人にあつては、名称又は代表者の変更の場合は、変更事項が確認できる法人の登記事項証書の写しを添付してください。

第 6 号様式

コンクリート塊等処理認定工場・建設リサイクル資材廃止届

年 月 日

相模原市長 殿

申請書 住 所
氏 名
電話番号

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第 9 条第 2 項の規定により、次の登録認定を廃止したく届け出ます。

認定工場の名称及び 所在地	
認定対象品目名	
認定資材名	
寸法・規格等	
廃止の理由	

(様式1)

相模原市工事残材搬入連絡票

発生残材名	搬入予定数量 (m3)	搬入期間	
		始 期	終 期
アスファルト		・	・
コンクリート		・	・
路盤廃材		・	・
計			
(搬入先) 認定工場	Tel ()		
(搬入者) 受注者	Tel ()		
工事名称			
予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
工事担当課名			
監督員承認	年 月 日		監督員氏名 印

- 1 本票は受注者が2部作成し、監督員の承認を受けた後、市工事担当課と搬入する認定工場に各1部提出すること。
- 2 搬入する残材は、概ね50cm以下の大きさで、土を含まないものとする。

【認定工場】

No.	会社名・工場名	工場所在地	連絡先
1	大森産業株式会社 第一工場・第二工場	厚木市上依知鬼ヶ谷2935番地外	046(245)0808
2	篠崎建材株式会社 建設廃材処理工場	愛甲郡愛川町角田1075番地の1	046(285)0454
3	有限会社泰成建 相模武台工場	相模原市南区新戸600番地	042(746)7777
4	世紀東急工業株式会社 相模原再生工場	相模原市中央区田名2500番地の1	042(761)0109
5	株式会社相模土建 県央リサイクルセンター	相模原市南区磯部606番地	046(255)2222
6	露木建設工業株式会社 厚木工場	厚木市山際字南海道1728番地	046(245)0258
7	共同企業体相模アスコン 相模合材工場	横浜市瀬谷区北町20-13	045(921)1899
8	大和アスコン株式会社 大和合材工場	大和市中鶴間2594	046(263)3284
9	有限会社関戸商事 せきどエコ・プラント津久井	相模原市緑区青野原60-1	042(780)0611
10	東亜道路工業株式会社 厚木アスコン	厚木市金田1117-2	046(224)8470
11	前田道路株式会社 西東京合材工場	八王子市北野町589-1	042(645)4439
12	株式会社佐藤渡辺 横浜合材工場	横浜市瀬谷区目黒町36-2	045(921)3703

(様式2)

相模原市残材搬入完了報告書

相模原市(担当課)

監督員 _____

受注者 住 所

名 称

代表者

1 工 事 名 称

2 工 期 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の工事において搬入した残材の数量は、次のとおりでしたので報告します。

発 生 残 材 名	搬入数量 (m ³)	搬 入 期 間	
		始 期	終 期
アスファルト		・ ・	・ ・
コンクリート		・ ・	・ ・
路盤廃材		・ ・	・ ・
計			

上記のとおり、搬入されたことを証明する。

年 月 日

証 明 者 住 所

(認 定 工 場) 名 称

代表者 _____

(様式3)

相模原市再生材使用連絡票

再生材品目	使用予定数量 (m3)	搬出期間	
		始 期	終 期
再生砕石(RC-40)		・	・
再生砕石砂(RC-10)		・	・
再生粒度調整砕石(RM-40)		・	・
再生粒度調整砕石(RM-30)		・	・
砕石割栗(150~50)		・	・
計			
受注者	Tel ()		
認定工場	Tel ()		
工事名称			
予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
工事担当課名			
監督員承認	年 月 日 監督員氏名 印		

- 1 本票は受注者が2部作成し、監督員の承認を受けた後、市工事担当課と搬出する認定工場に各1部提出すること。
- 2 再生材を使用する際は、認定工場と事前に連絡を取ること。

【認定工場】

No.	会社名・工場名	工場所在地	連絡先
1	大森産業株式会社 第一工場・第二工場	厚木市上依知鬼ヶ谷2935番地外	046(245)0808
2	篠崎建材株式会社 建設廃材処理工場	愛甲郡愛川町角田1075番地の1	046(285)0454
3	有限会社泰成建 相武台工場	相模原市南区新戸600番地	042(746)7777
4	世紀東急工業株式会社 相模原再生工場	相模原市中央区田名2500番地の1	042(761)0109
5	株式会社相模土建 県央リサイクルセンター	相模原市南区磯部606番地	046(255)2222
6	露木建設工業株式会社 厚木工場	厚木市山際字南海道1728番地	046(245)0258
7	共同企業体相模アスコ 相模合材工場	横浜市瀬谷区北町20-13	045(921)1899
8	大和アスコ株式会社 大和合材工場	大和市下鶴間2594	046(263)3284
9	有限会社関戸商事 せきどエコ・プラント津久井	相模原市緑区青野原60-1	042(780)0611
10	東亜道路工業株式会社 厚木アスコ	厚木市金田1117-2	046(224)8470
11	前田道路株式会社 西東京合材工場	八王子市北野町589-1	042(645)4439
12	株式会社佐藤渡辺 横浜合材工場	横浜市瀬谷区目黒町36-2	045(921)3703

(様式4)

相模原市再生材使用量報告書

相模原市(担当課)

監督員 _____

受注者 住所

名称

代表者

1 工事名称

2 工期 _____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日

上記の工事において使用した再生材の数量は、次のとおりでしたので報告します。

再生材品目	使用数量(m3)	搬出期間	
		始期	終期
再生砕石(RC-40)		・	・
再生砕石砂(RC-10)		・	・
再生粒度調整砕石(RM-40)		・	・
再生粒度調整砕石(RM-30)		・	・
再生割栗(150~50)		・	・
計			

上記のとおり、搬出されたことを証明する。

年 月 日

証明者 住所

(認定工場) 名称

代表者 _____